

1 日時 平成25年10月9日(水)午後 3時00分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟 予算決算委員会室

1 出席委員 43名

2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治	4番 米村 昌昭
5番 牛島 國廣	7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	14番 網田 稔	15番 村中 英次
16番 南 順二	17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄
19番 春口 豊徳	20番 田中 求	21番 山口 謙蔵
22番 松村造酒夫	23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢
26番 渡辺 智明	27番 麻生 隆弘	28番 園田 操
29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊	31番 村上 正春
32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄
35番 上田 守王	37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸
39番 桝永 築	40番 西川 秀文	41番 成松 道敏
43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜
46番 前田 道弘	47番 藤本 照義	48番 田上 義則
49番 清田 政敏		

1 欠席委員 6名

1番 税所 史熙	6番 藤岡 照代	9番 角居 登
25番 牛嶋 弘	36番 北口 和皇	50番 上田 芳裕

午後3時00分 開会

高橋補佐 定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中43名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき総会が成立しております。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

議長(森 日出輝会長、以下、表記を省略する。)

それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記指名をします。本日の議事録署名者に40番の西川秀文委員と41番の成松道敏委員を、書記に北区分室の上村幸一参事を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで、9件でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、概況を事務局より説明をお願いいたします。

議事に入ります前に、申しわけありません、議案の訂正、取り下げなどがあるようですので、事務局より説明をお願いします。それでは、よろしくお願いいたします。

村上主幹

議案の取り下げ、訂正等がありますので、ご説明いたします。

初めに、4ページをお開きください。4ページの19番、20番ですが、こちら取り下げになりましたので、取り下げでお願いいたします。次に、6ページです。6ページの28番ですが、こちら譲渡人の住所、「菊池郡」となっておりますが、「菊池市」の間違いです。「菊池市」に訂正をお願いします。「郡」を「市」に訂正、お願いいたします。次に、次のページ、7ページになりますが、34番と35番、こちらが取り下げになっていますので、取り下げでお願いいたします。続きまして、15ページです。15ページの1番から3番まで、こちら取り下げです。取り下げでお願いいたします。次のページです。16ページです。16ページの10番ですが、こちら譲受人の住所、「西区域山半田3丁目9番13号」となっておりますが、正しくは「西区域山下代4丁目6番21号」です。それから、同じく10番ですが、施設の概要欄です。「個人住宅」とありますが、「個人住宅」の下に「公衆用道路」を追記、お願いいたします。次に、次のページ、17ページの13番です。こちら施設の概要ですが、今の10番と同じく「個人住宅」の下に「公衆用道路」を追加、お願いします。それから、この13番の農地区分の欄ですが、「1種農地」とありますのを「2種農地」に訂正をお願いいたします。次に、50ページになります。50ページの第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願とありますが、これを「8号議案」を「9号議案」に訂正をお願いいたします。8号議案につきましては、お手元にお配りしております1枚紙、8号議案、納税猶予に関する適格証明者願というのをお配りしておると思いますが、こちらが第8号議案になっております。50ページ、51ページですが、その中で2番です。2番の土地の表示欄、畑、「他3筆」とありますが、こちらは「他4筆」に訂正をお願いいたします。それから、合計の欄ですが、「7, 722㎡」とありますところを「8, 018㎡」に訂正をお願いいたします。次に5番の願出人の氏名の○の字を○に山の□に訂正をお願いします。最後にこの期間の欄ですが、1番から5番までです。全て期間の終了日が「10月8日」となっておりまして、これは総会の日を書いておりますので、当初8日だったのが本日9日に変更になりましたので、

全て期間については「10月9日」までに訂正をお願いいたします。

以上が訂正、取り下げになります。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、19番、20番、それから30番、35番が取り下げですので、49件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により地区の委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

18番 嶋村鎮雄委員

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から4番は、譲受人が同一人物でございまして、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。議案では、耕作面積が5,965㎡となっておりますが、申請人は不動産業を営んでおられ、この5,965㎡は全て利用権設定により長期間にわたり第三者に貸し付けられていたもので、今回の申請のために解約されています。このような中、申請人について農業経営の実績が全くないというような情報も、地元農業者から寄せられております。それが事実であれば、解約により下限面積要件がクリアできるとしても、実情から見て許可できない場合である、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件及び第4号の常時従事要件に該当し、不許可と判断せざるを得ないこととなります。ただし、今回の申請に当たっては、ご本人からの聞き取り調査を行っておりませんので、事実関係が明白ではございません。そのため、本件に対しましては、地元委員である私のほうで、ご本人から現在の耕作状況及び農機具の所有状況のほか、取得予定である1町余りの農地についての営農計画など、詳しく聞き取り調査を行った上で、次回の地区委員会に諮り、意見をとりまとめたいと思います。

よって、1番から4番につきましては、今回、継続審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より1番から4番、説明がありました。異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、1番から4番について継続審議といたします。続きまして、5番。

19番 春口豊徳委員

5番から8番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番の申請人は下南部の専業農家で、今回、弓削町の田2,976㎡を経営拡張のため取得されるものです。経営内容は、施設園芸が主で、申請地につきましては、許可後はピーマンを作付されます。

続きまして、6番の申請人は戸島西の農業生産法人で、今回、戸島町の畑3,036㎡を経営拡張のため取得されるものです。経営内容といたしましては、露地野菜が主で、申請地につきましては、大豆、カンショを作付されます。

7番と8番は関連で、戸島本町の祖父と長嶺南の孫が、今回、戸島町の畑4,279㎡と戸島6丁目の畑4,459㎡を耕作の便宜上、交換されるものです。交換後も現状に引き続きトウモロコシを作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議いたしました結果、いずれも下限面積要件、常時従事要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当せず、申請は妥当であるとの結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま5番から8番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

37番 古川盛康委員

9番から18番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、年金受給のため後継者への経営移譲で、使用貸借権の設定です。契約期間は20年間です。申請人は現在、水稻とミカンを栽培されている専業農家で、許可後はミカンを栽培される計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稻と果樹を栽培されている専業農家で、許可後は水稻を栽培される計画です。

11番と12番は関連で、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、許可後は水稻とミカンを栽培される計画です。

13番は、経営拡張による貸借権の設定です。契約期間は1年間です。申請人は現在、水稻と露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後はタマネギを栽培される計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は現在、水稻と施

設野菜を栽培されている専業農家で、許可後も水稻を栽培される計画です。

15番と16番は関連で、15番が賃借権の設定、16番が使用貸借権の設定です。いずれも独立就農によるもので、契約期間は8年間です。申請人のご夫婦で、現在、親元で農業を手伝っておられますが、今回、独立し、お二人で農業を始められます。許可後はレンコンを栽培される計画です。

17番と18番も関連で、独立就農によるものです。17番は、賃借権の設定で、契約期間は10年間です。18番は、所有権の移転です。申請人は現在、親元で農業を手伝っておられますが、今回、独立して農業を始められます。許可後は水稻とメロンを栽培される計画です。

以上10件、このうち独立就農の2人には地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行った上で協議・検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま地元委員より9番から18番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

44番 志柿茂喜委員

21番から31番までについて、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、市街化区域の農地を子へ贈与される所有権移転の案件です。譲受人は米と露地野菜をつくられており、この申請地には露地野菜を栽培される計画です。

22番から25番は関連で、同じく市街化区域の農地を子へ贈与される所有権移転の案件です。譲渡人が22番と24番を息子、23番と25番を娘へそれぞれに持ち分を贈与され、これらの農地は子供たちで半分ずつ所有されることとなります。申請地には米がつくられており、移転後も米を栽培される計画です。

26番は、経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は米づくりをされており、この申請地にも米を作付される計画です。

27番も経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は主に米づくりをされており、この申請地にも米を作付される計画

です。

28番も経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は米と露地野菜を栽培されており、この申請地には露地野菜を作付される計画です。

29番も経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は米と露地野菜を栽培されており、この申請地には露地野菜を作付される計画です。

30番と31番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の案件です。これらの申請地はお互いの耕作地の隣地にあり、便利で、面積もほぼ同等のため交換をされるものです。それぞれの申請地には米を作付される計画です。

以上11件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま地元委員より21番から33番までご報告がございましたが、何かこの件についてご意見ございませんか。

19番 　　春口豊徳委員
すみません。

議長 　　はいどうぞ。

19番 　　春口豊徳委員
申請理由のところで、子への贈与ってありますね。これが持ち分の50分の1とか50分の24とか書いてありますけれども、これは最終的には1でないといかんじゃなかですか。

19番 　　春口豊徳委員
最終的には半分ずつだけれども。親の方が50分の1を持っておられる。じゃなくて、娘さんかな、〇〇〇さんが1つだけですね。

19番 　　春口豊徳委員
50分の1と50分の24を足すと2分の1になるでしょう。間違っ
とるんですか。

44番 　　志柿茂喜委員
2分の1ですね。

19番 春口豊徳委員

そうすると、20分の10と20分の9を足すと、これでほぼ2分の1になるでしょう。あっ、1になるんですね、これ。50分の25を、上の50分の、上2つと、合計が2になるというんですけど、大体なるとかなあって。私が勘違いならそれでいいんですけども。以上です。

議長 これは事務局、誰か説明を。

19番 春口豊徳委員

わかりましたので、いいです。

議長 ほかにはございませんかね。

一同 異議なし。

議長 それでは、異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、32番。

8番 林田智博委員

32番につきまして、地区委員会での協議内容を報告します。

32番は、子への贈与として農地を取得する申請です。譲受人は専業農家で、米をつくられており、許可後は米をつくられる予定です。先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より32番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、33番ですが、譲受人が議席番号2番の福原委員ご本人となっております。よって、農業委員会法第24条第1項の規定による議事参与の制限により、議事に参与することができません。福原委員は33番の審議終了まで議場から退室していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(2 番福原委員退室)

議 長 それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

28番 園田操委員

33番について、先日の地区委員会での協議を報告します。

33番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。申請人は米と施設園芸のメロン、キュウリ、イチゴなどを作付けされており、許可後も米を作付される予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま33番について地元委員の報告がございましたが、この件については何かございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、福原委員の入室をお願いします。

(2 番福原委員入室)

議 長 34番、35番は取り下げでございまして、続きまして36番でございます。

20番 田中求委員

36番と37番について、地区委員会での協議状況を報告します。

36番は、経営移譲年金受給のために使用貸借権の再設定をされる申請です。借り人は現在、水稻を作付されており、許可後も同様に水稻を作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認いたしております。

37番は、子へ贈与する申請です。譲受人は現在、水稻と花卉を栽培されており、許可後は水稻を作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろ

しくをお願いします。

議 長 ただいま36番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 37番までだったです。すみません。
続きまして、38番。

40番 西川秀文委員

38番から41番についての地区委員会での協議状況を報告いたします。

38番は、学校法人君が淵学園さんの教育実習圃場取得の申請です。君が淵学園は、開設しておられる崇城大学薬学部の実習・実験で使用する薬草、薬木栽培のために取得されるものです。先月、取得された農地と合わせて、実習などで必要とする薬草などの確保・充実に図りたいとして、農地取得を申請されたものです。本来、農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが、農地法施行令第6条第1項第1号ハで、学校法人が運営する教育施設のために取得することは不許可の例外として認められております。先の地区委員会の際に現地を見て聞き取り調査を行いました。これまで取得された農地の管理状況、取得後の利用計画などについて、何ら問題はないものと確認いたしました。

39番、40番は関連です。北区大窪4丁目の熊本利水工業株式会社さんが一般法人として農地に参入するために、解除条件付きで、39番は賃借、40番は使用賃借を設定される申請です。本件につきましても、地区委員会へご出席をお願いし、聞き取り調査を行いました。営農計画などについてお伺いいたしました。熊本利水工業はさく井、プラント配管設備などの建設工事業を営まれております。今回の申請につきましては、同社が得意とする温泉掘さく技術を生かして、申請地内に掘さくした温泉を利用しハウス内の加温を行うことで光熱費を、栽培管理はIT技術を利用して集中管理を行い、人件費などの経費削減を図り、収益率を高めたトマトの周年栽培する計画をされるということです。また、今後は農業生産法人を設立し、規模の拡大を図られる計画とのことでした。

41番は、北区下硯川町の譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。譲受人は自営業のかたわら、水稻、露地野菜の耕作をされております。許可後は露地野菜の作付をされます。

以上、4件について検討した結果、38番については、農地法第3条第2項1号、2号、4号、5号に該当しますが、農地法施行令第6条に

基づく不許可の例外規定に該当するものと協議の上、確認いたしました。39番、40番については、農地法第3条第2項2号、4号に該当しますが、農地法第3条第3項各号の許可の要件を満たしていることを協議の上、確認いたしました。41番については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま38番から41番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして、何かご意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、42番。

23番 梅田義弘委員

42番から53番について、地区委員会での協議状況を報告します。

42番は、経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人は勤めながら水稲を作っている農家で、許可後は水稲を作られる予定です。

43番は、耕作の便宜上、農地を取得する申請です。譲受人は申請地の隣を所有しており、一体的に利用したいため、今回の申請をされました。水稲と露地野菜を作っている農家で、許可後は水稲を作られる予定です。

44番は、経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人は勤めながら水稲を作っている農家で、許可後は水稲を作られる予定です。

45番は、農業者年金受給継続のために使用貸借の再設定をされる申請です。借り人は水稲を作っている農家で、許可後も水稲を作られる予定です。

46番は、経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人は勤めのかたわら水稲を作っている農家で、許可後は水稲を作られる予定です。

47番は、子へ贈与をする申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作っている農家で、許可後は露地野菜を作られる予定です。

48番は、孫へ贈与をする申請です。譲受人は露地野菜を作っている農家で、許可後も露地野菜を作られる予定です。

49番は、譲渡人がお勤めで農業ができず、兄へ贈与する申請です。譲受人は施設野菜を作っている農家で、許可後は施設野菜を作られる予定です。

50番は、経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人は水稲と施設野菜を作っている農家で、許可後は水稲を作られる予定です。

51番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稲と

施設野菜を作っている農家で、許可後は施設野菜を作られる予定です。

5 2 番は、独立就農の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取りいたしました。申請人は今まで実家の手伝いをしてきましたが、今回、独立され、許可後は水稲を作られる予定です。

5 3 番は、耕作の便宜上、農地を取得する申請です。申請地は譲受人の自宅の真向かいにあり、通作しやすい場所であります。譲受人は露地野菜を作っている農家で、許可後も露地野菜を作られる予定です。

以上 1 2 件、地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま 4 2 番から 5 3 番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第 2 号議案、事業計画変更承認申請、1 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1 番、お願いいたします。

4 4 番 志柿茂喜委員

1 番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

これは当初、申請者が建売住宅の計画をされ、平成 2 5 年 5 月 2 8 日に転用許可を受けられましたが、事業計画地の道路利用者の安全性と利便性の向上を図るため、今月の 4 条申請において、隣地西側農地の一部 2. 2 6 m²を市道接続部の道路隅切りへの転用がなされることに伴い、この面積部分を隣地所有者に与えるために、この計画の道路状況及び区画面積の変更が申請されたものです。当初計画の建売住宅 7 棟の建設は変わりません。資金計画については、自己資金により賄われます。また、転用以外に開発許可が必要ですが、立地については前回の許可があり、今回の変更内容については現在申請中です。周囲の状況は、西に農地がありますが、隣接農地の所有者の同意は得られております。被害防除の計画については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給排水について、給水は市上水道より取水、雨水は集水して北側市道側溝と敷地中央水路へ放流、汚水・雑排水は南と北の市道、市下水道へそれぞれ接続・放流される計画です。工事期間は、許可日から平成 2 6 年 1 2 月末までの約 1 年 2 か月を予定されており、許

可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと思われま

す。
以上1件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、この計画変更が地元の交通安全や住環境の充実につながるものとして、今回の事業計画変更は妥当なものであると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願

いいたします。
議長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はござい

ませんか。
一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、9件でござい
ます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員

37番 古川盛康委員

会での協議状況をご報告いたします。
1番につ

きまして、1番は、貸家建築のための転用申請です。申請人は、今回、娘夫婦に住まわせるため、貸家として住宅の新築を計画されました。今回の申請は5条申請の14番と関連で、事業面積は合わせて450㎡となります。申請地は集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は10ha未満の小集団の農地で、隣接の道路には上下水道が埋設され、近隣には学校と病院が複数あることから、第3種農地と判断しました。排水計画につきましては、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は西側市道側溝へ接続・放流、汚水・雑排水については西側市道の公共下水道へ接続・放流される計画です。資金計画については、自己資金と融資で賄われ、残高証明及び融資証明で確認済みです。周辺の状況は、南側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。申請地は、市道の拡幅工事の際、工事用の車両の駐車場として使用されており、現在まで無断転用の状態でしたが、始末書が提出されており、本人も深く反省しておられますので、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認して

しております。
以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願

いいたします。
議長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件に

ついて何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
では、続きまして2番。

4 4 番 志柿茂喜委員

2番から7番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、玉名郡和水町の申請人が公衆用道路への地目変更を申請されるもので、先ほどの第2号議案、事業計画変更書の申請に関連するものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、主要地方道熊本港線に近い農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便がよく、住宅等も多い場所です。これは東側農地が建売住宅へ転用されたことにより、建売住宅内道路が北側市道接続への道路隅切りとして重要であるため、転用申請されるものです。資金計画については、隣地事業者、株式会社アネシスの資金により賄われる計画で、その残高証明により確認しております。また、被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画はなく、汚水及び生活雑排水もありません。雨水は、新設道路を經由して北側市道側溝へ放流するよう計画されています。周囲の状況としては、隣接する農地はありません。工事期間は、平成25年10月21日から平成26年12月末までの約1年2か月間を予定されております。

3番から7番は関連で、道路拡張のため地目変更申請されるものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、主要地方道熊本港線と県道並建熊本線に近接した農地で、交通の便がよく、集落内開発制度指定区域内にあり、住宅等も多く、住環境が整った場所です。申請は、近隣の宅地化や新小学校建設等の影響により周辺での車両等の交通量が増加している中で、市道については幅員が2.4mと狭く、歩行者が危険な状況であるため、交通安全を確保するために道路を拡張されるものです。これらの申請地は、5筆で合計面積109㎡で、道路幅員を4mに拡張されるものですが、申請地は無断で道路拡張工事が行われており、法手続等を怠って実施したことを深く反省され、始末書を添付されております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画はなく、汚水及び生活雑排水もありません。雨水は浸透させ、オーバーフロー分は北側水路へ放流するよう計画されてい

ます。周囲の状況としては、隣接する農地所有者の同意は得られていません。工事期間は、許可日から平成25年12月末までの約2か月間を予定されております。

以上2件、先日の地区委員会で、現地調査を確認し、検討した結果、これらの案件は立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、いずれも転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま2番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きます、8番。

46番 前田道弘委員

8番から9番について、地区委員会で協議状況を報告します。

8番は、農道拡張の申請です。平成24年3月に農道の許可がおり施行されましたが、その際、申請地に一部食い込んでいたため、広がった分を転用申請されるものです。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と東側は申請人の農地、西側と南側は農道、東側は農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。雨水につきましては、道路側溝へ放流されます。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。

9番は、太陽光発電設備の申請です。申請人は会社勤めで農業に従事する時間がなく、農地の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は全て農地ですが、隣接地所有者の同意は得てあります。一部転用面積について太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から来年の8月31日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会で、現地調確認を行い、立地基準の面及び

立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま8番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、1番から3番が取り下げとなっておりますので、27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、4番、お願いします。

18番 嶋村鎮雄委員

4番、5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番につきましては、敷地拡張のための所有権移転の申請でございますが、現地は既に宅地の一部として利用されております。無断転用の経緯につきましては、平成元年に譲渡人と譲受人の祖母の間で売買が成立しておりましたが、未登記のまま現在に至ったということです。今回、隣接する土地、建物を相続された譲受人が、その敷地内にある申請地の所有権移転をするために申請されたものでございます。10月2日に現地調査を行ったわけですが、その前々日に譲受人ご本人から事務局へ、「立ち会いの2日前にはがきが届くとはどういうことか。申請地という場所はどこか」というような電話があったため、申請内容とともに代理人の土地家屋調査士の名前と代理人は立ち会いの日程を伝えている旨を話したそうですが、全くご存じなかったようでございます。立ち会いは母親が見られていましたので、お話を伺ったところ、息子は何も分らないというようなことでした。再確認のため、地区委員会後、譲受人へ電話をいたしました。やはり申請内容については知らないという返事でございます。そのようなことで、今後、改めて譲受人の申請地の確認が必要と考えております。なお、その後の調査により、今回の申請地に隣接する譲渡人所有の土地が、現在、娘夫婦の住宅敷地の一部として使用されていることが判明いたしました。その無断転用の農地が含まれる宅地につきましては、昭和62年に転用許可、開発許可を受けていることがわかっておりますが、今回の申請地及び隣接する宅地とともに敷地拡張をするに当たっては開発許可が改めて必要になる場合もございま

すので、担当者への確認を行うこととしております。以上のようなことで、本件につきましては、今後、譲受人の意思確認、譲渡人所有の農地の無断転用に対する指導、及び無断転用に係る開発許可の必要性の有無の確認が必要であると判断をいたします。よって、4番につきましては、今回は継続審議でお願いしたいと思います。なお、今回の申請に当たっては、無断転用ということで始末書が提出されておりましたが、代理人である土地家屋調査士が勝手に作成しており、自筆をお願いしたにもかかわらず、氏名から全てパソコンで、印鑑さえ押されていませんでした。譲受人への申請内容の説明も何一つせず、始末書まで勝手に作成するような今回の代理人に対しましては、私文書偽造も視野に調査し、今後の指導を考えるところです。

次、5番は、平成3丁目の株式会社九建ホームが、桜木6丁目の畑3,425㎡を取得し、建売住宅を建築するものでございます。農地区分は、申請地からはおおむね300m以内に九州自動車道益城熊本空港インターチェンジがありますので、第3種農地と判断いたします。土地利用計画は、住環境にすぐれ、今後の住宅需要が見込めることから、申請地に建てる住宅13棟の建築と道路、公園を整備して利用される計画でございまして、工事完了は来年1月20日を予定されております。資金につきましては、土地取得費用を含めた総事業費3億700万円を全額自己資金で賄われる計画でございまして、残高証明により確認をいたしております。排水計画につきましては、雨水は敷地内に浸透枘を設置し、オーバーフロー分を南側及び西側水路へ放流、汚水・生活雑排水は西側市道の公共下水道へ接続・放流される計画でございます。周囲の状況といたしましては、北側は農地と隣接しておりますが、ブロックを設置するなど被害防除対策がとられており、地権者からの同意も得られております。なお、本件は開発許可が必要となりますが、市開発景観課と協議が行われていることを確認済みでございます。

以上、4番につきましては、継続審議でお願いすることとし、5番につきましては、立地基準、一般基準について検討した結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。長くなりました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、4番は継続審議とし、5番については申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、6番。

19番 春口豊徳委員

6番から9番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番と7番は関連で、天草市の株式会社成和開発からの太陽光発電設備への転用申請です。申請地は、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されますが、今回の申請が隣接する宅地と一体として同一の事業を行うものであり、事業の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えない面積であるということから、不許可の例外に該当するものと判断されます。選定理由としましては、申請地が当該法人が所有する宅地と隣接しており、敷地も広く、太陽光発電のパネル設置・建設用地として好条件であるため、選定されたということです。土地利用計画につきましては、申請地2,432㎡を含む、総事業面積13,419.99㎡に太陽光発電パネル3,304枚の設置とメンテナンス用道路を整備し、利用されます。資金は、総事業費3億円を全額融資により賄われます。融資証明書で確認済みです。排水計画につきましては、雨水のみで、自然浸透し、オーバーフロー分は新設側溝を経由し、浸透枡を経て既設市道側溝へ放流される計画です。放流につきましては、地元の区長の同意済みということです。工事完了予定は、来年の3月31日を予定されております。許可後は速やかに工事に着工され、完成後は目的どおりに利用されるものと判断いたします。

続きまして、8番、戸島西7丁目の株式会社リースのカタコウからの資材置場への転用申請です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。選定理由は、申請地が自社の資材置場の隣接地であり、作業上最適な土地であるため、選定されました。土地利用計画につきましては、建設用仮設足場材等の資材置場のほか、道路、積込み場所として利用されます。資金につきましては、1,100万円を全額自己資金により賄われます。残高証明で確認済みであります。排水計画につきましては、雨水のみで、自然浸透し、オーバーフロー分につきましては道路側溝へ放流されます。工事完了予定は平成25年11月30日までを予定されており、許可後は速やかに工事に着手され、完成後は目的どおりに利用されるものと判断します。

続きまして、9番、保田窪本町の有限会社クリエイトからの建売住宅への転用申請です。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道にあり、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設があることから、第3種農地と判断されます。選定理由といたしましては、申請地が集落内開発制度指定区域内にあり、学校が近く、また、交通の便もよく、住宅の需要が見込まれることから選定されたということです。土地利用計画につきましては、建売住宅4棟の建築のほか、道路を整備し、利用されます。資金は、約5,000万円を全額自己資金により賄われます。残高証明で確認済みです。排水計画につきましては、雨水は浸透枡を設置

し、オーバーフロー分は南側市道へ放流、生活雑排水・汚水は南側下水道へ放流される計画です。工事完了予定は、来年1月31日までを予定されており、許可後は速やかに工事に着工され、完成後は目的どおりに利用されるものと判断いたします。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上、先日の地区委員会におきまして協議いたしました結果、許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま6番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、10番。

37番 古川盛康委員

10番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、個人住宅建築のための転用申請で、使用貸借権の設定です。申請人は、現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅の新築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築される個人住宅に該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水については浸透枡を設置し地下浸透、汚水・雑排水については南側道路の公共下水道へ接続・放流される計画です。資金計画は、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、東側、西側、北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

11番と12番は関連で、建売住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人の株式会社九建ホームは建築業を営む会社で、利用計画は、事業面積1,460.96㎡に5棟の住宅を建築される計画で、うち転用面積は合わせて1,251.3㎡となっております。申請地は集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築される

建売住宅に該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水については新設の道路に側溝と集水枡を設置し西側水路へ接続・放流、汚水・雑排水については中央部に汚水管を新設し東側市道の公共下水道へ接続・放流する計画です。資金計画につきましては、全て自己資金で賄われ、資金証明で確認済みです。周囲の状況は、西側、南側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

13番は、個人住宅建築のための転用申請で、使用貸借権の設定です。申請人は現在、父親と同居しており、今回、分家住宅の建築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。排水計画につきましては、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分については西側市道側溝へ接続・放流、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し、処理後、西側市道側溝へ接続・放流される計画です。資金計画につきましては、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

14番は、貸家建築のための所有権移転の申請です。先ほどの4条申請、1番と関連で、事業計画、農地区分、排水計画、資金計画につきましては、4条申請のとおりとなっております。周辺の状況は、南側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となっておりますが、同時に申請中であることを確認しております。

15番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人のお二人は、今度結婚されるということで、新居に住宅を新築する計画をされました。申請地は集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は、10haを超える広がりや営農条件から、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水については集水枡を設置し、オーバーフロー分は西側市道側溝へ接続・放流、汚水・雑排水については西側市道の公共下水道へ接続・放流される計画です。資金計画は、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となっておりますが、同時に申請中であることを確認しております。

以上、13件、先の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま10番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、16番。

44番 志柿茂喜委員

16番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、南区南高江の熊本県花き園芸農業協同組合が駐車場設置のため所有権移転される申請です。農地区分は、申請地の300m以内に公的な南部出張所があるため、第3種農地と判断されます。選定理由としては、同組合の組合員が800名おり、既存の駐車場だけでは従業員や出入り業者の駐車が困難であることから、同組合の隣地にあり、便利で駐車スペースもかなり確保できるため、この農地を選定されたものです。資金計画については、自己資金により賄われる計画で、残高証明により確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水と汚水及び生活雑排水はありません。雨水は駐車場の貯留施設を利用し、オーバーフロー分は西側水路へ放流される計画です。周辺の状況としては、隣接する農地はありません。工事期間は、平成25年11月1日から平成25年12月20日までの約2か月間を予定されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、この案件は、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、17番。

28番 園田操委員

17番から19番までの地区委員会での協議状況を報告します。

17番は、借り人が現在住んでいるアパートは、子供の成長とともに手狭になり、妻の父所有の農地に使用貸借権を設定され、個人住宅1棟を建築される申請です。申請地は、10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書も添付されています。現地の状況は、北側に水路、東、西、南側は宅地に囲まれており、隣接する農地はありません。給水は市の既設水道管より給水、排水については、雨水は溜樹で集水し北側河川へ放流、生活雑排水・汚水は合併浄化槽で処理し北側河川へ放流される計画で、地元の同意も得られています。また、計画を賄う金融機関の融資証明書も添付されています。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。工事期間は11月1日から翌年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

18番は、申請人が、現在の住宅が老朽化しており、道路幅も狭く、改築も難しいため、母所有の農地に使用貸借権を設定され、個人住宅1棟を建築される申請です。申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であり、甲種農地と判断します。甲種農地は原則不許可ですが、本件は、農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当とすると考えます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断します。開発許可が条件ですが、事前審査の手中であることを確認しております。現地の状況は、北、西側に水路、東、南側に田があり、母の所有農地となっています。給水は市上水道より給水、排水については、雨水は排水管より西側水路へ放流、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置し北側水路へ放流される計画で、地元から同意も得られています。また、計画を賄う金融機関の融資証明書も添付されています。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。工事期間は12月1日から翌年5月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

19番は、申請人は現在、申請地の東側に居住し、土木工事業を営んでおられますが、資材置場、作業車両、従業員駐車場が不足しており、土建・土木資材置場及び駐車場を計画される申請です。申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であり、甲種農地と判断します。甲種農地は原則不許可ですが、本件は、農地法施行規則第33条第4号の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当とすると考えます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断します。現地の状況は、北側に道路、東、南側に水路、西側に田があり、隣接農地の所有者からの同意は得られています。給水はなく、雨水は南側水路へ自然放流される計画で、地元の

同意も得られております。また、計画を賄う金額の残高証明書が添付されております。工事期間は11月1日から翌年9月30日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より17番から19番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、20番。

34番 一木文雄委員

20番と21番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

20番につきましては、申請人が個人住宅を建設する転用申請です。申請人は、現在アパート住まいで手狭となったため、交通の利便性もよく、住環境の整ったところを探された結果、当該地での転用を検討されました。農地区分につきましては、住宅街に囲まれた生産性の低い第2種農地と判断します。転用面積が妥当かについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金につきましては、計画を賄う額の資金証明が提出されていることを確認しております。給水はボーリングより地下水を利用します。排水計画については、雨水処理は、敷地内に集水枡を設置し集水し、東側水路へ放流します。生活雑排水・汚水は、合併浄化槽での処理後、東側水路へ放流される計画です。周囲には北側に隣接農地がありますが、周囲に空洞ブロックを設置し、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策を図られることを確認しています。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、現在、事前調査の途中であることを確認しています。なお、譲渡人は、申請地を20年前に造成されており、法的手続がなされていなかったことを深く反省され、始末書が提出されています。

21番につきましては、申請人が個人住宅を建設する転用申請です。申請人は、現在、住まいの老朽化に伴い、新築を計画されたところ、総合的に整った当該地での転用を検討されました。農地区分につきまして

は、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い第2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断しました。資金については、計画を賄う額の資金証明が提出されることを確認しています。給水は市上水道により給水する予定です。排水計画については、雨水処理は地下浸透で、オーバーフロー分は溜枘にて集水し既設道路側溝へ放流します。生活雑排水・汚水は市下水道にて接続・放流する計画です。周囲には北側に隣接農地がありますが、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前審査の書類を確認しています。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺の農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしたものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま20番、21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、22番。

26番 渡辺智明委員

22番から30番について、地区委員会の状況を報告します。

22番から24番は関連であります。譲渡人、貸し人等が年齢や会社勤めのため農業に従事する時間がなく、農地の有効利用を検討されたところ、遠縁の者が取締役を務める法人が環境に優しい太陽光発電事業を営んでいたため、今回の計画を立てました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と南側が農地、西側と東側は道路を挟んで宅地及び農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、太陽光発電設備として適切な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透される予定です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。工事期間は11月1日から来年4月1日まで5か月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

25番は、個人住宅及び中心後退に伴う公衆用道路の申請です。昨年の白川水害により自宅が移転対象になった譲受人が、移転先を検討していた結果、集落内開発制度指定地域にある弟の所有の申請地を選定されました。資金については、計画を賄う額の補償額が記載されている収用証明書が提出されております。農地区分につきましては、調整区域内にあるおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当すると考えます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。現地の周囲は、北側は宅地、西側は市道、南側と東側は譲渡人の農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、個人住宅として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透させ、オーバーフロー分は、溜枘を経て西側市道側溝へ放流、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後、同じく西側市道側溝へ放流する計画です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書が提出済みです。工事期間は10月20日から来年4月20日までの6か月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

26番は、譲渡人が県外在住のため農地の管理ができず、有効利用を検討されたところ、親戚に当たる譲受人が代表を務める法人が環境に優しい太陽光発電事業を営んでいたため、今回の計画をされました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側は道路、それ以外は農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透される予定です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。工事期間は、11月1日から来年3月31日まで5か月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

27番から29番は関連です。現在、借り人は三世帯で暮らしていますが、子供も大きくなり手狭になったため、集落内開発制度指定地域にある借り人の父所有の申請地に、27番と28番は店舗、29番は店舗兼個人住宅の建築の申請をされるものです。資金については、計画を賄う額の融資証明書と残高証明書が提出されております。農地区分につきましては、申請地は、植木インターチェンジから300m以内にあることから、第3種農地と判断しました。現地の周囲は、南側が市道、横に

は貸し人の農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、個人住宅と店舗として適切な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては浸透枡にて地下浸透させ、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後、南側市道側溝へ放流する計画です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、開発景観課とは打ち合わせ済みです。工事期間は11月1日から来年10月30日まで1年間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

30番は、駐車場の申請です。株式会社キョデンが申請地の近くで通所介護事業を行っておりますが、職員の駐車場が無く、苦慮していたところ、農業ができずに農地の管理を検討していた貸し人と意見が合い、計画されましたが、農地法の手続を知らずに、無断で施工されました。このことを反省しておられ、顛末書が添付してあります。既に駐車場の一部となっているため、事業費は発生いたしません。区分は、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側は道路、南側は市道、北側と西側は貸し人の農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。転用面積については、従業員の車10台分の駐車場として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透する計画です。

以上9件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より22番から30番について報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、参加資格について地区委員会の協議状況の報告をお願いします。

　　それでは、1番、お願いします。

18番 嶋村鎮雄委員

　　1番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

熊本県県央広域本部熊本農政事務所長からの願い出で、県営秋津地区土地改良事業の計画変更に伴う土地改良法第3条による資格証明願でございます。本事業につきましては、平成24年5月に工事が着工されておりましたが、工法の変更による事業費の増加のため計画変更の承認が必要となったものでございます。

先の地区委員会におきまして、参加資格者153名のリストを平成22年1月に証明したリストと照合するなど、確認いたしましたところ、全員参加資格者であり、証明することに何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いをいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続いて、第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

北嶋係長 第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(7号)についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から26ページの6番までの合計6件でございまして、1番と4番が公社からの買い取り、2番から3番が公社への売り渡し、5番から6番が相対による売買です。面積は6件合わせまして、田10,881㎡、畑7,854㎡の合計18,735㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

利用権設定の新規設定分です。明細26ページの7番から44ページの46番までで、貸し手40名、借り手30名の件数40件です。契約期間別では、6年未満が26件、6年以上10年未満が1件、10年以上が13件で、面積は40件合わせまして、田115,718㎡、畑83,934㎡の合計199,652㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、果樹及び麦です。

次に、再設定分です。明細44ページの47番から46ページの55番までで、貸し手10名、借り手8名の件数10件です。契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が3件で、面積は10件合わせまして、田45,174㎡、畑1,291㎡の合計46,465㎡となっております。権利の種類については賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻です。次に、利用権移転です。明細47ページの56番で、譲渡人1名、譲受人1名の件数1件です。契約期間別では、6年未満で、

面積は田のみの3,483㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻です。

次に、農地所有者代理事業です。こちらは、明細47ページの57番から同じく47ページの59番までで、貸し手3名、借り手2名の件数3件になります。契約期間別では、6年以上10年未満1件、10年以上2件で、面積は3件合わせまして、田2,973㎡、畑6,012㎡の合計8,985㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は果樹及び露地野菜です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細48ページの60番は、熊本市農業協同組合による借り上げ1件で、同じく48ページの61番が借り上げた農地の転貸し1件です。契約期間は6年以上10年未満で、面積は田のみの2,981㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては露地野菜です。

以上1番から61番につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することといたします。続きまして、第7号議案でございます。この件についても事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、農業経営基盤強化促進法による買入協議を行う旨の通知要請についてご説明いたします。

申出人から南区銭塘町の農地のあっせんの申し出があり、平成25年9月20日に調停を行いました。しかしながら、当該農地は優良農地であり、集積を図るためには農地保有合理化法人である熊本県農業公社による買入れが必要と認められることから、公社と申出人に対して買入協議を行う旨の通知を熊本市長に要請するものです。この要請により熊本市長は、基本構想に基づき、認定農業者への農地集積の必要性を考慮し、必要と判断した場合は、申出人と公社に買入協議の通知いたします。

以上の通知要請についてご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 第7号議案は、農業経営基盤強化促進法による買入協議を行う旨の通知要請について、1件でございます。ただいま事務局より内容の説明がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、本件につきましては、調整が困難であり、かつ、公社による買入れが特に必要であるとして、市長に対し、農業経営基盤強化促進法第13条第2項の規定により、公社及び申出人へ通知するよう要請することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、申し上げます。

37番 古川盛康委員

1番について、地区委員会での討議状況をご報告いたします。

1番につきましては、相続税の納税猶予の特例適用を受けるための適格者証明願です。願出人は、現在、対象農地2筆を含め、約6,000㎡を耕作されており、経営内容は主に果樹が中心です。対象農地についての現地の確認及び願出人に対する聞き取り調査を行った結果、対象の2筆の農地については既に農業経営を開始されており、今後も引き続き農業経営を行うことが確認されております。

以上のようなことで、地区委員会といたしましては、願出人を適格者としては証明することについて何ら問題ないとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、申し上げます。

18番 嶋村鎮雄委員

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

願出人は専業農家で、主に米、大豆を生産されております。願い出の農地につきましても、地元委員の調査により、米、大豆の圃場として利用されていることが確認されております。

以上、対象農地につきましては、願出人により適正に管理・耕作が行われており、地区委員会といたしましては、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

19番 春口豊徳委員

2番と3番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番、3番ともに相続税の納税猶予継続のための証明願です。

2番の願出人は、専業農家であり、願い出の農地5筆については、現在、水稻ほかピーマン、苗木を植付け中であることを地元農業委員が確認しております。

3番につきましては、願出人は専業農家であり、願い出の農地6筆には、水稻ほかキャベツ、白菜等野菜を植付け中であることを地元農業委員が確認しております。

2番、3番ともに、願出人みずから引き続き農業経営を行っており、地区委員会においては、証明することに対し何ら問題はないとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元委員より2番、3番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続きまして、4番。

45番 内田康喜委員

4番と5番について、地区委員会での協議内容についてご報告いたし

ます。

4番は、北区龍田7丁目にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作・管理が行われておりました。

5番も、北区梶尾町にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地、全筆について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作・管理が行われておりました。

以上、2件、地区委員会において検討した結果、証明については何ら問題ないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。次に、次第の5、その他について本日は特にございませんか。

一 同 　　ありません。

議 長 　　その他については特に何もありませんので、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたします。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願ひしたいと思います。これにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

高橋補佐 　　以上で、本総会に付議されました案件はすべて終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時37分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成25年10月9日

会 長 森 日出輝

署名委員 西川 秀文

署名委員 成松 道敏

書 記 上村 幸一